

特定事業主行動計画（女性活躍推進法）に基づく取組の実施状況の公表

1. 女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画の趣旨

平成27年8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」が成立し、女性職員が働きやすく、ますます活躍できるような環境作りに向けて、採用から管理職への登用に至るまで、あらゆる段階において女性の職業生活における活躍の取り組みを進めています。市川市では「第三次 市川市における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画」を、計画期間を令和5年4月1日から令和8年3月31日までの3年間と定め策定しました。

2. 第二次計画の実施状況

女性活躍推進法第19条第6項の規定に基づき、特定事業主行動計画に基づく取り組みの実施状況を公表します。

3. 数値目標

(1) 女性に対する職業生活に関する機会の提供

①女性管理職の割合 ※第8次 市川市男女共同参画基本計画より

数値目標（各年4月1日時点）	令和5年
令和8年4月1日までに、管理職の女性割合を30%以上にする（消防局除く市長部局等）。	23.2 %

②採用試験受験者の女性割合

数値目標	令和5年度
令和7年度までに、採用試験受験者の女性割合を8%以上にする（消防局のみ）。	4.1 %

(2) 職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備

※第五次 市川市役所次世代育成支援行動計画より

① 超過勤務時間

数値目標	令和5年度
令和6年度までに超過勤務時間数が年360時間を超える職員をなくすように努める。	291名

※消防職員については、交代制勤務消防職員の21時から翌日6時40分までにおける超過勤務時間数及び休日における勤務時間数を除く。

② 男性職員の育児休業取得率

数値目標	令和5年度
令和6年度までに対象となる男性職員の育児休業取得率が40%以上となるよう努める。	67.65%

③ 「配偶者分娩休暇」又は「男性の育児参加休暇」の取得率

数値目標	令和5年度
令和6年度までに配偶者分娩休暇又は男性の育児参加休暇の取得対象となる全ての男性職員がこれらの休暇のいずれかを5日以上取得する(取得率100%)。	85.29%

④ 年次休暇の取得

数値目標	令和5年度
令和6年度までに年次休暇の取得率が5日未満となる職員をなくすとともに、10日以上となる職員が80%以上になるよう努める。	70.34%

※年次休暇が20日以上付与される職員が対象